高知大学人文社会科学部入学・卒業認定等に関する審議委員会規則

（平成 28 年３月９日 規則第 95 号）

（趣旨）

第１条　高知大学人文社会科学部教授会規則（以下「規則」という。）第８条第１項の規定に基づき、高知大学人文社会科学部入学・卒業認定等に関する審議委員会（以下「委員会」という。）を置き、同条第２項の規定に基づき、委員会に関し必要な事項を定める。

（組織）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　学部長

(2)　学科長

(3)　入試委員長

(4)　教務委員長

(5)　各コースで選出された教員　各３人

２　前項第５号の委員は、コース長、副学部長及び国立大学法人高知大学教育研究評議会規則第２条第１項第 17 号に規定する評議員を含めるものとする。

３　第１項第３号から第５号までに掲げる委員に事故あるときは、代理を認める。

（任期）

第３条　前条第１項第５号の委員の任期は、４月１日から翌年の３月 31 日までの１年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（招集及び議長）

第４条　委員会は、学部長が必要と認めたときに招集し、学部長がその議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、学部長の指名する者がこれを代行する。

（審議事項）

第５条　委員会は、高知大学教授会規則第５条第１項第１号イ、ロ及び規則第５条第１項第１号に規定された次の事項を審議決定し、高知大学人文社会科学部教授会に報告し承認を受ける。

(1)　学生の入学判定

(2)　編入学・転入学判定

(3)　再入学の判定

(4)　外国人等特別学生の受入れ

(5)　転学部・転コースの判定

(6)　成績優秀者の認定

(7)　早期卒業希望者の審査

(8)　卒業判定（卒業論文提出資格判定を含む。）及び学位の授与

（議題の通知及び議案の提出）

第６条　委員会の議題は、学部長が開会前にこれを通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、議題の通知を省略することができる。

（成立及び議決）

第７条　委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。

（事務）

第８条　委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成28年４月１日から施行する。